平成２３年（フ）第１７１４２号
千葉県習志野市谷津５丁目22―１
債務者　木村由美子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１４８号
東京都足立区青井４丁目16―１―202
債務者　岡野　滉男
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１４９号
東京都荒川区町屋４丁目６―５―401
債務者　藤田　富夫
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１５０号
東京都荒川区町屋１丁目６―12―102　エリール町屋Ⅰ
債務者　赤川　文子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１５７号
東京都江東区扇橋３丁目19―８
債務者　宮崎ホベンシアリカプラザこと　ミヤザキ　ホベンシア　リカプラザ
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１５９号
東京都葛飾区立石４丁目11―５
債務者　押手ヤス子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１６０号
埼玉県草加市清門町183―９
債務者　山口　寛海
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１６５号
埼玉県入間市大字小谷田1518―375　鈴木方
債務者　菊地　陽子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１６６号
東京都墨田区東墨田１丁目４―６―308　大久保製壜株式会社寮
債務者　鎌田　　繁
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７０号
東京都東久留米市金山町１丁目20―２―101
債務者　鍋洲　義司
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７１号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目44―１　プチハイツＢ106
債務者　荒井真知子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７４号
東京都練馬区北町５丁目４―３―101
債務者　新井久美子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７５号
東京都中野区中央４丁目22―９　クリスタルヴィレッジ12―1224
債務者　古河　　亨
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７８号
東京都江東区大島６丁目１―１―519
債務者　西條英二郎
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１８２号
神奈川県川崎市高津区子母口69　カーサ32―304
債務者　山下賢一郎
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１８３号
東京都西東京市東町５丁目10―８
債務者　佐藤　友美
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部